

臨時職員等の公企労加入に関する要綱

(目 的)

第一条 この要綱は、組合同約第五条の規定に基づき、神奈川県企業庁に勤務する臨時職員等の組合加入について定め、あわせて臨時職員等の雇用期間中の賃金・労働条件・福利厚生等の改善をめざすことを目的とする

(加入の範囲)

第二条 組合に加入できる臨時職員等の範囲は、臨時的任用職員および非常勤職員（アルバイト、勧奨退職者等再雇用職員、宿日直勤務職員）等、神奈川県企業庁に引き続き一ヶ月以上勤務するすべての臨時職員とする。

(所属分会等)

第三条 所属する分会・支部は、当該組合員が勤務する所属の組合員が構成する分会・支部とする。

(対策委員会)

第四条 組合に臨時職員等対策委員会をおき、臨時職員等の労働条件等の改善をめざすものとし、当該組合員相互の交流・親睦をはかるものとする。

(権利および義務)

第五条 当該組合員は、公企労組合員として規約および規程等に定める平等の権利並びに義務を有する。ただし、動員・会議等については勤務の実態にかんがみ、一定の配慮をおこなう。

(組合の行動に参加し、賃金等がカットされた場合は全額補償する。)

(組 合 費)

第六条 組合費は、普通組合費、支部費および救援積立金等を含めて雇用形態により次の額とする。

① アルバイト等日々雇用の場合

月額 二百円

② 臨時的任用職員等一年未満の雇用の場合

月額 五百円

③ 非常勤職員等一年以上継続する場合

月額 一千円